

鳥取市土地開発公社住宅団地分譲事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市土地開発公社住宅団地分譲事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条の規定に基づき設立された鳥取市土地開発公社（以下「公社」という。）が実施する住宅団地分譲事業の円滑な運営を推進し、もって住宅団地の分譲を促進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に定める事業とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2欄に掲げる経費とし、補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、規則第4条に定めるもののほか、資金計画書（別記様式）を添付して、市長に申請しなければならない。

(着手届)

第6条 補助対象事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しない。

(交付の時期)

第7条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定に基づき概算払により交付するものとし、その支払にあたっては、公社の事業が円滑に行われるよう資金計画に基づいて行うものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の3割を超える減額

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告書は、同条第1号、第2号及び第3号に定める必要書類を添付して、補助金の交付された翌年度の4月20日までに市長へ提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費
公社が実施する青谷町望町団地の分譲事業	・ 人件費（給料、法定福利費） ・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、燃料費） ・ 役務費（通信運搬費、広告宣伝費、手数料） ・ 備品購入費 ・ 報償金 ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料 ・ 分譲地の購入者及び利用者に対する支援金 ・ 土地の取得資金に係る借入金の利子 ・ 租税公課費 ・ その他市長が適当と認める経費

別記様式（第 5 条関係）

資金計画書

補助金名：鳥取市土地開発公社住宅団地分譲事業費補助金

区分	支払年月	金 額	備 考
第 1 回	年 月	円	
第 2 回	年 月	円	
第 3 回	年 月	円	
計			